

寄 附 行 為

学校法人 三 浦 学 園

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人三浦学園という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を東京都品川区豊町二丁目16番12号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 有明教育芸術短期大学  
子ども教育学科
- (2) 日本音楽高等学校 全日制の課程 普通科・音楽科
- (3) 日本音楽学校幼稚園

(設置する保育所)

第4条の2 この法人は、次に掲げる保育所を設置する。

日本音楽学校保育園

## 第3章 役員および理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 6名
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。  
理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 有明教育芸術短期大学長、 1名
  - (2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 2名
  - (3) 学識経験者（学長又は評議員である者を除く）のうちから、理事会において選任した者 3名
- 2 前項第1号および第2号の理事は、学長または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員任期)

第8条 役員(第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ)の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の場合は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でもその後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員補充)

第9条 理事または監事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1ヶ月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において理事総数の4分の3以上の議決および評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定またはこの寄附行為にいちじるしく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第12条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第13条 理事長に事故あるときは、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

(監事の職務)

第14条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第一号又は第二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第15条 この法人に理事をもって組織する理事会をおく。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するときは、各理事に対して、会議の7日前までに、会議開催の場所、日時および会議に付議すべき事項を、文書により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、相当と認められる方法で通知することもある。
- 6 理事会に議長をおき、理事長をもってあてる。
- 7 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 8 理事会は、この寄附行為に特別の規定のある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第11項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席とみなす。
- 10 理事会の議事は、法令およびこの寄附行為に特別の規定のある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の決議に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第16条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定められたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事会の議事録)

第17条 理事会の議長は、理事会の開催の場所、日時、議決事項その他必要な事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、出席した理事全員が署名捺印し、常にこれを事務所に備え置かなければならない。

第4章 評議員会および評議員

(評議員会)

第18条 この法人に評議員会をおく。

- 2 評議員会は、13名の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するときは、各評議員に対して、会議の7日前までに、会議開催の場所、日時および会議に付議すべき事項を、文書により通知しなければならない。

ただし、緊急を要する場合は、相当と認められる方法で通知することもある。

- 6 評議員会に議長をおき、議長は理事長をもってあてる。
- 7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、議決しようとする特定事項について、文書によりあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 8 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 議長は、評議員として議決に加わることができない。

#### (諮問事項)

第19条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）および基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産および積立金の処分
  - (2) 事業計画
  - (3) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
  - (4) 寄附行為の変更
  - (5) 合併
  - (6) 解散（合併または破産による解散を除く。）
  - (7) 解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産の帰属者の選定
  - (8) 寄付金品の募集に関する事項
  - (9) 学長、校長の任免その他の重要な人事
  - (10) 学則の制定および変更
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項
- 2 理事長は、前項第1号及び第4号・第5号・第6号・第11号に掲げる事項を決定しようとするときは、あらかじめ評議員会の議決を得なければならない。

#### (評議員会の意見具申等)

第20条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産及び収支の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

#### (評議員の選任)

第21条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で、評議員会において推薦された者のうちから、理事会において選任した者 7名
  - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者 3名
  - (3) 学識経験者（職員およびこの法人の設置する学校を卒業した者を除く。）のうちから、理事会において選任した者 3名
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第22条 評議員の任期は3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は再任されることができる。
- 3 評議員は、任期満了ののちでも、その後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第23条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次に事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

(議事録)

第24条 第17条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長および出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上」とよみかえるものとする。

## 第5章 資産および会計

(資産)

第25条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第26条 この法人の資産は、これを分けて、基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中、運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産または運用財産に編入するものとする。

(基本財産の処分の制限)

第27条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第28条 基本財産および運用財産中の積立金は、確実な金融機関に預け、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第29条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産ならびに運用財産中の不動

産および積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第30条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）とする。

(予算及び事業計画)

第31条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算編成)

第32条 予算は、第29条に規定する会計ごとに区分して編成する。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、あらたに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2カ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2カ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第35条 この法人は、毎会計年度終了後2カ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第14条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者、その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第36条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、毎会計年度終了後3カ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第6章 解散及び合併

(解散)

第38条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号の事由による解散については文部科学大臣の認可を、同項第2号の理由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(合併)

第39条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人または教育の事業を行う公益法人に帰属する。

## 第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第41条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第8章 補則

(書類および帳簿の備付)

第42条 この法人は、第35条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類および帳簿を、常に各事務所に備えておかななければならない。

(1) 寄附行為

(2) 役員および評議員の名簿および履歴書

(3) 収入および支出に関する帳簿および証憑書類

(4) その他必要な書類および帳簿

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、学校法人三浦学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第44条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人およびこの法人の設置する学校の管理および運営に関し必要な事項は、理事会が定める。



附 則

- 1 この寄附行為は昭和26年3月9日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 三 浦 泰

理 事 三 浦 房 子

同 木 下 乙 彌

同 上 野 しゅん

同 橋 本 勝 見

監 事 草 川 宣 雄

同 堤 清

附 則

この「寄附行為」は、昭和54年 1月30日から施行する。

この「寄附行為」は、平成 2年 4月 1日から施行する。

この「寄附行為」は、平成 7年 4月 1日から施行する。

この「寄附行為」は、平成11年 4月 1日から施行する。

この「寄附行為」は、平成13年 1月30日から施行する。

この「寄附行為」は、平成14年 4月 1日から施行する。

この「寄附行為」は、平成17年 4月26日から施行する。

この「寄附行為」は、平成19年10月31日から施行する。

この「寄附行為」は、文部科学大臣の認可の日から  
(平成20年10月31日) から施行する。

この「寄附行為」は、平成22年 4月 1日から施行する。

この「寄附行為」は、文部科学大臣の認可の日  
(平成 22 年 7 月 28 日) から施行する。

この「寄附行為」は、文部科学大臣の認可の日  
(平成 23 年 10 月 31 日) から施行する。

この「寄附行為」は、文部科学大臣の認可の日  
(平成 24 年 4 月 20 日) から施行する。

この「寄附行為」は、理事会承認の日  
(平成 28 年 5 月 26 日) から施行する。

この「寄附行為」は、文部科学大臣の認可の日  
(平成 29 年 5 月 30 日) から施行する。